

公 示

公 示 第 2 号

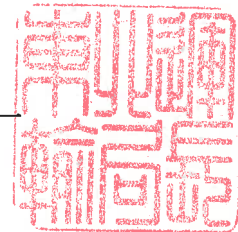
「空港アクセスバスにおける移動円滑化基準適用除外の認定に関する取扱い」について

自動車局旅客課長及び安全・環境基準課長から、令和3年4月1日付け国自旅第513号及び国自基第186号により、「空港アクセスバスにおける移動円滑化基準適用除外の認定に関する取扱い」について制定した旨の通知があったことを受け、別紙のとおり「空港アクセスバスにおける移動円滑化基準適用除外の認定に関する取扱い」を制定したので公示する。

令和3年4月1日

東北運輸局長

亀山 秀一



空港アクセスバスにおける移動円滑化基準適用除外の認定に関する取扱い

令和3年4月1日 公示第2号

本認定取扱いは、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」(平成26年公示第130号)の第3第2号に係る空港アクセスバスの基準適用除外の認定申請について定めるものとする。

第1 空港アクセスバスの基準適用除外の認定に当たっての要件

空港アクセスバスについては、「①指定空港(1日の利用者数が平均2,000人以上で、かつ、鉄軌道によるアクセスのない空港をいう。指定空港一覧は(別紙)参考のとおり。)を経路に含む場合であって、②車椅子のまま乗り込めるバス車両によるアクセスがない場合」又は「地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)が定める空港を経路に含む場合」において、「移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示」(平成24年国土交通省告示第257号。以下単に「告示」という。)第2条第1項のリフト付きバス又は第3条第1項のスロープ付きバス以外の車両について、基準適用除外の認定を申請しようとするとき(高速バス又は定期観光バスとして基準適用除外の認定を受けている場合において、新たに空港アクセスバスとして基準適用除外の認定を受ける場合を含む。)は、リフト付きバス、スロープ付きバス又は告示第1条第1項のノンステップバス(以下、総称して「リフト付きバス等」という。)の導入について、第2第1号の「リフト付きバス等導入計画書」(以下「導入計画書」という。)を提出しなければならない。

第2 提出資料

(1) 導入計画書

第1の①及び②のいずれの要件にも該当する場合又は地方運輸局長が定める空港を経路に含む場合は、申請書等の他に別添様式1による導入計画書を提出しなければならない。

なお、第1の①の要件に該当するが、②の要件に該当しない場合には、導入計画書の提出は不要であるが、自社又は他社によるリフト付きバス等による空港アクセスバスの運行がわかる資料を提出しなければならない。

(2) リフト付きバス等導入報告書(以下「導入報告書」という。)

導入計画書に基づいて車両を導入(車両が運行の用に供することができる状態にあること)した場合は、遅滞なく、別添様式2による導入報告書を提出しなければならない。

なお、提出にあたっては、車両導入の端緒となった導入計画書を提出することにより基準適用除外認定を受けた車両の「移動円滑化基準適用除外認定書」の写し及び導入した車両のリフト付きバス等の種別がわかる資料を添付するものとする。

第3 行政処分等に係る留意事項

以下に掲げる場合は、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」の第10第1項に定める、「法の目的に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件に違反して運行した場合又は基準適用除外の認定の申請に当たって虚偽の申請を行った場合」に該当するおそれがあるため、留意すること。

- (1) 空港アクセスバスとして基準適用除外の認定の申請をしていない車両を空港アクセスバスとして利用している場合
- (2) 導入計画書に従い車両導入しなかった場合（考慮すべき特段の事情がある場合を除く。）

附則

本認定取扱いは、令和3年4月1日から施行する。

リフト付きバス等導入計画書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

空港アクセスバスについて、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」第3第2号に規定する自動車として基準適用除外の認定の申請を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車両導入予定時期
- 2 リフト付きバス等の種別
- 3 導入予定車両の乗車定員（うち、車椅子使用者の乗車定員）
- 4 運行する指定空港の名称

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考

- (1) 車両導入予定時期は、基準適用除外認定を受ける予定日から概ね 3 年以内でなければならない。
- (2) 1 から 4 に掲げる事項について、参考となる資料を添付すること。
- (3) 導入計画書の提出後に、変更が生じた場合は遅滞なく再提出すること。

リフト付きバス等導入報告書

年 月 日

地方運輸局長 殿

氏名又は名称
住 所

リフト付きバス等導入計画書に基づいて車両を導入したので、別添の書類を添えて報告します。

記

- 1 当該リフト付きバス等の導入の端緒となった「移動円滑化基準適用除外認定書」の日付及び番号
- 2 車両を導入した日
- 3 リフト付きバス等の種別
- 4 導入した車両の乗車定員（うち、車椅子使用者の乗車定員）
- 5 運行する指定空港の名称

(日本産業規格A列4番)

備考

1 から 5 に掲げる事項について、参考となる資料を添付すること。

(別紙) 参考 指定空港一覧

地方	空港
北海道	函館空港
	旭川空港
	釧路空港
	女満別空港
東北	秋田空港
	青森空港
関東	百里飛行場
北陸信越	新潟空港
	小松飛行場
中部	名古屋飛行場
近畿	—
中国	広島空港
	岡山空港
	出雲空港
	山口宇部空港
四国	松山空港
	高松空港
	高知空港
	徳島飛行場
九州	鹿児島空港
	熊本空港
	長崎空港
	大分空港
	北九州空港
	奄美空港
	佐賀空港
沖縄	新石垣空港
	宮古空港